

第 64 回公文書管理委員会（平成 30 年 6 月 11 日）、
第 65 回公文書管理委員会（平成 30 年 6 月 26 日）
における主な意見

< 専門家の配置 >

- 文書の管理は、国際的な標準を意識して水準を上げていくべきであり、国立公文書館の専門家を各省庁に配置できるような体制を目指すべき。
- 世界の主要国においては、公文書管理の専門職員の配置が前提になっており、この機会に日本もキャッチアップするよう進めるべき。
- 内閣府への専門職員の派遣がグッドプラクティスになるよう取組を進め、内容や評価について公文書管理委員会にフィードバックするべき。

< 行政文書の電子的な管理 >

- 行政文書の電子的な管理の充実が重要である。情報公開請求に適切に対応するため、または業務のための資源として活用するため、一元的な管理あるいは分散管理を戦略的に行うことが求められており、中長期的に大事なテーマではないか。
- 一元管理で、ファイル名、メタデータのキーワード等で検索できるようにするのが一つの案。さらに、本文からそのまま情報を分析して文書を探索することも、十分できるのではないか。
- 所在情報の管理というフェーズで電子化について検討していくことは、文書自体の電子化や中間書庫の推進とは少し違う論点として非常に重要。それによって改善されるべき部分も大きい。
- 改正ガイドラインに基づく共有フォルダ等の運用状況を調査すべき。共有フォルダにおける管理が適切になされれば、5年後見直しの報告書で提示していた電子中間書庫の構想の実現にも寄与する

ことになるのではないか。

<電子決裁>

- 電子決裁のルールをどう見直していくか。決裁したら一切修正できないのか、できるとしたらどういう形ならばよいのか。
- 決裁後、正本への差替えが行われているというが、正本が確定していない段階で決裁を認めるべきでなく、検討すべき。
- 決裁ルールの見直しについては、具体的基準や形式が目に見えるようなものであるべき。
- 決裁ルールについては、電子決裁のルールも含めてどうあるべきかという明確な基準を立てるべき。

<監査・指導の体制>

- 不祥事の端緒が見つかった場合には、外部からしっかり調査に入ることができるようなシステムが必要。
- 組織ぐるみで隠ぺいを図ろうとする空気の中、反発もあった。こうした声をいかにさせるよう、内部通報の整備が重要。
- 内部通報については、ルールが整備されていても運用が難しいところであり、通報者が不利益を被ることを避ける工夫がいる。
- 内部通報が重要で、正しくない解釈については正しくないと部内と言えるよう、文書の改ざんや違法な廃棄に関する通報のルールを目に見える形で作るべき。
- 防衛省の再発防止策で監察を担当する組織の新設があるが、ほかの省庁にも応用可能ではないか。
- 公文書管理の観点から、各省の官房に審議官レベルのような幹部を置き、国立公文書館などと連携して、公文書管理の適正なあり方を省庁横断的に指示し、指導していく枠組みが必要ではないか。
- 省庁横断的に指示、指導していく枠組みを構築するのであれば、国民から顔が見え、公文書管理について国民に分かりやすく説明し、

かつ各府省庁に対してはにらみの効くものとするべき。また、公文書管理課との役割分担も十分に検討してもらいたい。

<懲戒処分>

- 懲戒処分については、免職になるくらいの厳しい処分基準があるのではないか。もしそれができないなら、刑事罰のようなものも考える余地があるのではないか。
- 懲戒処分は前例主義ではなく、民主主義の根幹を揺るがすような不正にはふさわしい懲戒処分が必要ではないか。
- 公文書管理法に罰則を置かれていないのは一つの見識であり、制裁を加えるという観点よりも適正な文書管理を促すための一つの仕組みであるということを念頭に懲戒処分を検討するべきではないか。

<研修>

- e-ラーニングで広く職員全体を覆うのと同時に、重要なポストにある者に向けた主要な研修プログラムを作成の上、実施することをお願いしたい。政務レベルから行政文書をきちんと残すべきというアドバイスがあれば、状況は変わっていたのではないか。